



2026年度(令和8年度)から

「子ども・子育て支援金」が始まりました!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料にあわせて、子ども・子育て支援金の負担が始まりました。



みなさまから集めた支援金は、健保組合で使うことはなく、国による少子化対策や子育て支援にのみ使われます。

国に代わって加入者のみなさまから支援金を集め、国に納めます

一般保険料 + 介護保険料(40歳以上の方) + **子ども・子育て支援金**

2026年(令和8年)4月分保険料から徴収します

2026(令和8)年度の支援金率は?

2026(令和8)年度の支援金率は0.23%に決定しました。これを事業主と被保険者で折半するので、皆さんの負担は0.115%です。

子ども・子育て支援金の負担額例

■標準報酬月額50万円、標準賞与額150万円(年間)のAさんの例

	給与からの負担額(月額)	賞与からの負担額(年額)	年間の負担額
子ども・子育て支援金	575円	1,725円	8,625円

■標準報酬月額30万円、標準賞与額100万円(年間)のBさんの例

	給与からの負担額(月額)	賞与からの負担額(年額)	年間の負担額
子ども・子育て支援金	345円	1,150円	5,290円

こども・子育て世帯を応援! こども未来戦略「加速化プラン」(給付拡充と子ども・子育て支援金制度)

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略とは?



- 総額3.6兆円規模のこども・子育て支援の拡充です。
- 令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のような給付の拡充等を行うこととしています。

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	960万円未満	児童手当(月額)	第3子以降
0歳~3歳未満	1.5万円	1.5万円	1.5万円
3歳~小学生	1万円	1万円	1.5万円
中学生	1万円	1万円	3万円
高校生	1万円	1万円	1万円

※令和6年10月分から拡充

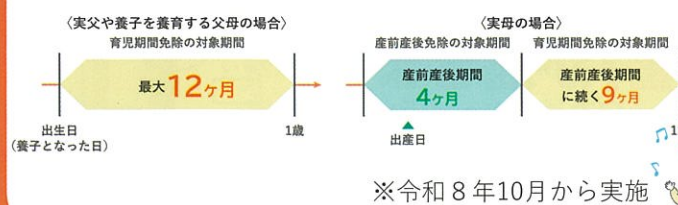
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- 妊娠届出時に5万円
- 妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します。

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

上記の給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体が子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。



こども家庭庁HP